

2020年後期における授業実施方針について(学生向け) (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全面を考慮し、2020年度後期における授業等は原則として以下のように実施します。

I.【新しい生活様式の実践】

1. 一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- (2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- (3) 外出時や屋内でも会話をするとき、マスクを着用。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する
- (4) 自宅に帰ったらまず手や顔を洗う
- (5) 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- (6) 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可
- (7) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

2. 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- (1) まめに手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底
- (2) こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
- (3) 身体的距離の確保
- (4) 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- (5) 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- (6) 毎朝の体温測定(37.0度未満)、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

3. 移動に関する感染対策

- (1) 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も
- (3) 地域の感染状況に注意する

4. その他

- (1) 大学 Web サイト・CNS・TV・新聞・SNS 等を毎日複数回確認し、常に最新情報を得た上で、山梨大学生として適切に行動すること。フェイクニュースに十分注意すること

II.【授業実施に係る基本方針】

1. 学年暦の変更により、10月9日より後期授業開始とする
2. 実験・実習・実技・演習などを除き、講義科目は、「オンライン授業」を推奨する。ただし、対面授業の実施が適切と判断される場合においては、臨時定員の範囲内で対面授業を実施することがある
3. 状況が再度悪化した場合、講義科目等はすべて原則「オンライン授業」に戻す

Ⅲ.【講義等の受講に係る方針】

1. 体調が悪いときには決して登学しないこと。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること。新型コロナウイルス感染が理由の場合にはインフルエンザなどと同じく公欠扱いとする
2. これまで経験したことのない事態に対処するため、円滑な授業実施に向けて積極的に協力すること。知の拠点としての大学の質を高める行動を求む
3. シラバスに記載した到達目標を達成できるように主体的に学ぶこと。また、教員から課される事前・事後の学修課題に適切に取り組むこと
4. 達成度評価において決して不正行為を行わないこと。不正行為には厳正に対処する
5. コロナウイルスの終息宣言が出されるまでは教室利用者数は大幅に制限される。教室利用においては大学の指示に従うこと
6. 10月2日（後期履修申告期間終了）以降、各科目の授業実施方針について授業担当教員から指示がある。CNSの掲示に注意すること
7. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内のWi-Fi環境や24時間オープン端末室を利用して受講すること。教室での受講は感染リスクが高いことを認識し、前述Ⅰ.【新しい生活様式】に厳密に従うこと
8. オンライン授業を学内Wi-Fi接続で受講する場合、当該授業の正規の実施時間・教室で受講することも可能とする（但し、諸般の事情により、教室を移動してもらうこともあり得る）
この際、両隣・前後の席を空けて他の学生との間に十分な距離を取ること。利用を許可された座席以外は決して使用してはならない
9. 授業の進捗によっては授業回数が15回以下に変更される場合がある
10. 著作権について十分に配慮すること。講義動画の録画や学生間・インターネット上での共有を決して行わないこと
11. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、夏季休業期間や休日を利用して授業をおこなうなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育で代替されることがある

Ⅳ.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 実施する学部・研究科の実情に応じて様々な工夫を凝らし、前述Ⅰ.【新しい生活様式】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で細心の注意を払って実施することとなる。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること
2. 状況が再度悪化した場合、一か所に集まって実験等の授業を実施できなくなることもあり得る。この場合の措置については授業担当教員の指示を仰ぐこと

Ⅴ.【その他】

1. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施される場合がある。その場合には、授業担当教員の責任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的におこなうこととなっている。
2. 新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴い、本方針を見直す場合があり得る